

# 1 はじめに

## (1) 計画策定の趣旨

本県の人口は、平成10年を境に全国平均より約10年早く減少局面に突入しており、令和3年に改訂した「熊本県人口ビジョン（改訂版）」は、2045年（令和27年）における県内人口は152.1万人（国立社会保障・人口問題研究所の推計では144.2万人）まで減少する推計となっている。（令和2年10月1日現在の人口：173.6万人）

県内の地域公共交通は、こうした人口減少等の影響により、利用者の減少や、それに伴う交通事業者の収支の悪化・自治体負担の増加に歯止めがかからない状況が長く続いてきたほか、近年ではバスやタクシーの運転士不足をはじめとする供給面の課題も顕在化している。また、新型コロナウイルスの感染拡大が地域公共交通に与える影響も甚大である。感染拡大防止を目的としたイベントや外出自粛の要請により、公共交通機関の利用者数は大きく減少し、各事業者は非常に厳しい経営状況に追い込まれている。今後、さらに本格的な人口減少・高齢社会の到来や、新型コロナウイルス収束後の“新しい生活様式”を踏まえた県民のライフサイクルの変化等が予見される中、県内各地域の実情に沿った持続可能な公共交通網をどのように構築するのか、改めて官民が連携して検討すべきタイミングを迎えている。

加えて、本県は、「平成28年熊本地震」、「令和2年7月豪雨」と2度の大きな災害からの復旧・復興の途上にある。被災地域においては、鉄道や道路の不通に伴い、公共交通網の姿が大きく変化しており、さらには今後の復旧・復興の段階に依りて、住民の移動ニーズは日々変化していくことが予想される。被災地域におけるこのようなニーズの変化に、しっかりと対応していくことも重要な課題の一つである。

ところで、そうした中、地域公共交通に関する法制度が転換期を迎えている。令和2年11月に、地域公共交通活性化再生法の一部を改正する法律が施行され、“まちづくりと連携した公共交通ネットワーク形成”に加え、地域における“輸送資源の総動員”の考えが位置付けられた「地域公共交通計画」の策定が自治体の努力義務とされた。県内においては、18の地域・市町村において、すでに改正前の法に基づく「地域公共交通網形成計画」が策定され、取組が進められているところではあるが、広域にわたる幹線的な公共交通網の構築については、県の主体的な役割が重要性を増している。

また、併せて路線バス事業者の共同経営等を認める独占禁止法特例法も施行された。県内のバス事業者5社は、同法のスキームを活用しながら共同経営を実施していく方向性を確認しており、これにより持続可能でかつ利便性の高いバス路線網が構築されることが期待されるが、その取組を進めるに当たっても、事業者と自治体の協議の下、バスの担うべき役割や他の公共交通モードとの連携等の考え方を整理していくことが必要である。

以上のような背景を踏まえ、本県では初めてとなる県全域を対象とした地域公共交通政策のマスタープランとして、この「熊本県地域公共交通計画」を策定する。計画の目標として定める「持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築」、「輸送資源の総動員によるコミュニティ交通の充実」の達成のためには、県だけでなく、県内の市町村、交通事業者等、地域公共交通の関係者が共通の認識を持って取り組むことが何よりも重要であり、本計画には、そのための指針となるべき考え方や、具体的な施策・事業等を記載する。

## (2) 計画の区域

本計画は、熊本県全域を対象区域とする。

地域 ブロック名	市町村名
熊本	熊本市
宇城	宇土市、宇城市、美里町
玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、 南関町、長洲町
鹿本	山鹿市
菊池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、 高森町、南阿蘇村、西原村
上益城	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
八代	八代市、氷川町
水俣・ 芦北	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、 湯前町、水上村、相良村、五木村、 山江村、球磨村
天草	天草市、上天草市、苓北町



※地域ブロックは熊本県地域公共交通協議会の地域ブロック部会の区分

図 1-1 本計画の対象区域

## (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、5年間（令和3年4月～令和8年3月）とする。

## (4) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である『新しいくまもと創造に向けた基本方針』、『第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略』及び『令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン』を踏まえながら、本県の地域公共交通政策のマスタープランとして策定するものである。

策定に当たっては、県の関連計画との整合のほか、県内各市町村で策定済み、若しくは策定中の地域公共交通（網形成）計画とも整合を図ることとする。

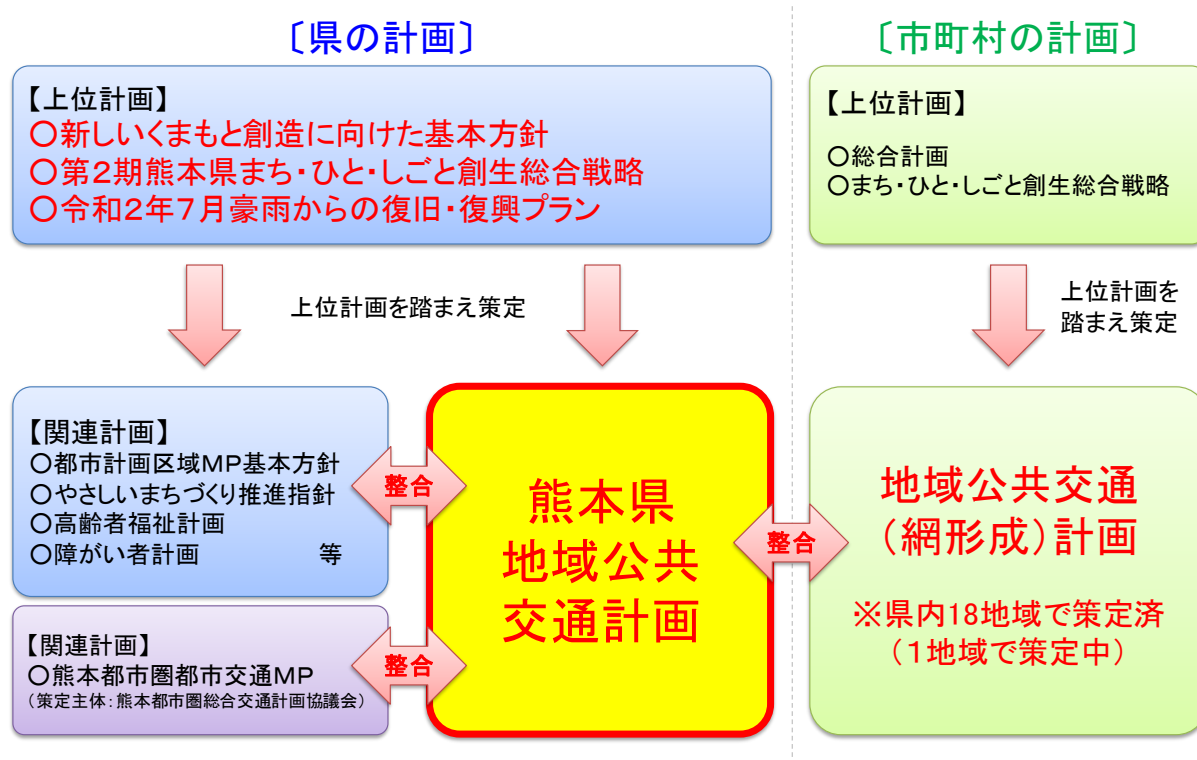


図 1-2 計画の位置づけ

表 1-1 県の上位・関連計画

計画名	内容（関連部分抜粋）
<p>新しいくまもと創造に向けた基本方針</p>	<p>3 熊本地震からの創造的復興</p> <p><u>施策2 創造的復興の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甚大な被害を受けた益城町の復興まちづくりや、阿蘇へのアクセスルートの回復を契機とした観光振興、南阿蘇村立野・黒川地域の魅力向上や産業創出を進めるとともに、熊本の象徴である熊本城を含む文化財等の復旧や魅力発信に取り組みます。</li> <li>・魅力あふれる空港づくりや空港アクセスの改善、「UX プロジェクト」の推進など、阿蘇くまもと空港が地域活性化の起爆剤となるよう、大空港構想の実現に向けた取組みを進めます。</li> </ul> <p>4 将来に向けた地方創生の取組み</p> <p><u>施策3 安全・安心な社会の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供や高齢者、障がい者等が、自分らしく安心して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現を目指し、健康寿命の延伸に向けた取組みや医療提供体制の確保、就労支援を行うとともに、地域での見守りや交通事故の抑止、地域の公共交通手段の確保等に取り組み、安全・安心な地域づくりを推進します。</li> </ul> <p><u>施策4 魅力ある地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天草と鹿児島・長崎及び県南地域と天草を結ぶ交通ネットワークの具体化や、共同経営によるバス交通の最適化に取り組みます。また、熊本都市圏と県内各地を結ぶ幹線道路の整備を推進するとともに、熊本市周辺の渋滞解消に必要な道路等を新広域道路交通計画に位置付けてしっかりと取り組み、利便性の向上や県経済の更なる発展につなげます。</li> </ul>
<p>第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略</p>	<p>1 令和2年7月豪雨からの創造的復興</p> <p><u>施策1 被災者・被災地域の1日も早い復旧・復興に向けた取組み</u></p> <p><u>③ 災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR肥薩線、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道の早期復旧を図ります。</li> <li>・代替バスの運行等による通学手段の確保、学校の再開・学習機会の確保に取り組みます。</li> </ul> <p>2 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応</p> <p><u>施策3 持続可能な経済活動の実現</u></p> <p><u>④ 新たな観光スタイルの確立</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動画やSNS等を活用したデジタルマーケティングや観光版</li> </ul>

MaaS（マース）、顔認証技術の導入、AIを活用した観光情報発信など、デジタル技術等を活用したスマートツーリズムを推進します。

### 3 熊本地震からの創造的復興

#### 施策2 創造的復興の推進

##### ③ 阿蘇地域の振興

- ・地域住民の交通手段であるとともに観光の目玉の一つである南阿蘇鉄道について、鉄道会社や地元自治体等と連携して、令和4年度（2022年度）末の復旧工事完了と早期の全線での運行再開を実現します。
- ・南阿蘇鉄道の利便性、魅力の向上に向け、JR豊肥本線への乗り入れ及び電化等について、地元自治体と協力して検討を進めます。
- ・阿蘇の復興を国内外にPRし、国道57号や国道325号、JR豊肥本線等のアクセスルートの特長を最大化するため、地元市町村等と連携し、観光振興をはじめとした阿蘇地域の創造的復興の取組みを進めます。

##### ④ 「大空港構想」の実現

- ・創造的復興のシンボルである新ターミナルビルの令和5年（2023年）春の供用開始に向け、運営権者と連携し、国内線・国際線の需要拡大の取組みを強化するなど、魅力あふれる空港づくりを推進します。
- ・長年の課題である空港・県民総合運動公園へのアクセス改善に向け、有識者等で構成する検討委員会において、空港アクセス鉄道の波及効果や新型コロナウイルス感染症の影響、他の交通機関との比較等について幅広く意見を聞き、空港アクセス鉄道に対する県民の理解を一層得られるよう検討を進め、事業化の判断を行います。

### 4 将来に向けた地方創生の取組み

#### 施策3 安全・安心な社会の実現

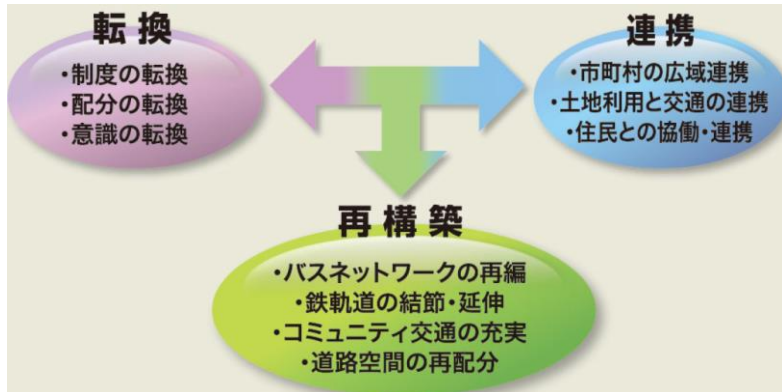
##### ② 子供からお年寄りまで、誰もが安心して暮らせる地域づくり

- ・人口減少地域においても、交通弱者をはじめ県民のきめ細かな移動ニーズに対応するため、市町村等における既存のコミュニティ交通のより効率的な運用や、新たな制度・モビリティ技術の活用等を支援し、地域の実情に応じた公共交通手段を確保します。

	<p><b>施策4 魅力ある地域づくり</b></p> <p><b>① 交通体系の最適化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内のバス交通について、将来的に持続可能で利用者のニーズに沿った利便性の高いものになるよう、日本初となる“共同経営型”の事業形態への移行によりバス事業者間の垣根を越えた路線再編や利用促進の取組みを進めます。</li> </ul>
<p>令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン</p>	<p>3 新たな治水の方向性を踏まえた治水・防災対策及び被災者・被災地域の1日も早い復旧・復興に向けた取組</p> <p>III 災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR肥薩線、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道の早期復旧</li> <li>・ 代替バスの運行等による通学手段の確保、学校の再開・学習機会の確保</li> </ul> <p>4 持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョン（目指すべき取組みの方向性）</p> <p>I すまい・コミュニティの創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰もが暮らしやすい・魅力あふれるまちづくりと新たなコミュニティの形成</li> <li>・ 地域拠点と各集落間の巡回バス・デマンドタクシーの運行やドローン等を活用した買い物支援</li> </ul> <p>IV 地域の魅力の向上と誇りの回復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観光資源の磨き上げや交通アクセスの多様化による人吉球磨の観光拠点化</li> <li>・ 鉄道、リムジンバス、ヘリ等による阿蘇くまもと空港やJR熊本駅などとのアクセス強化</li> </ul>

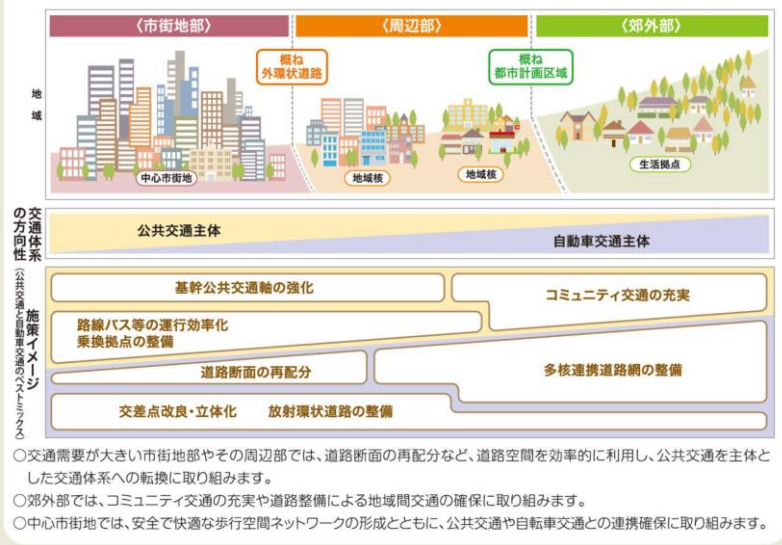
■交通体系の最適化（ベストミックス）

人口減少・超高齢社会等の社会情勢の変化に的確に対応するため、これまでのようにすべての地域が過度に自動車利用に依存してきた交通体系を、住民意識の転換や関係市町村の広域連携のもと、地域特性に応じた公共交通ネットワークや道路空間の再構築により、利便性と効率性を兼ね備えた新たな交通体系（ベストミックス）の構築を目指します。



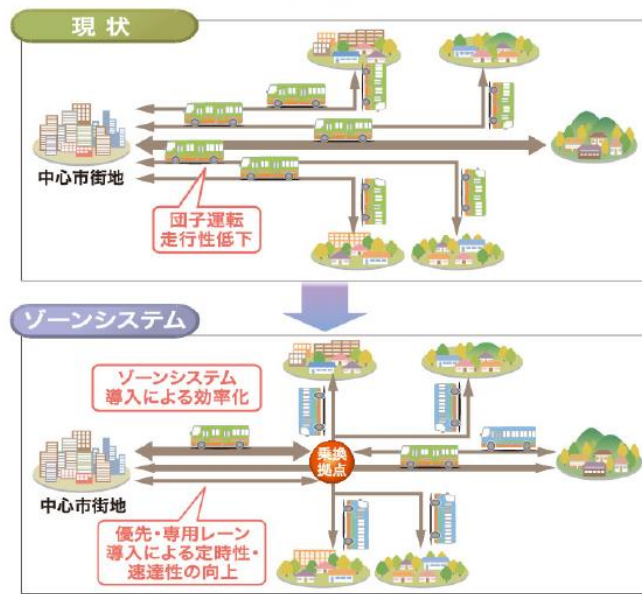
【ベストミックス】

地域毎の交通特性に応じて、公共交通や自転車・徒歩を含めた多様なモードの分担と連携



### ■バスネットワークの再編

- ・“幹線”と“支線”に分けるゾーンシステムの導入に取り組み、市街地部の団子運転の解消と運行効率化により路線バスの維持を図ります。
- ・幹線区間への優先・専用レーンの導入を促進し、定時性・速達性を向上させ、利用者離れの解消を図ります。



### ■コミュニティ交通の充実

- ・地域の主要施設や基幹公共交通と結節するコミュニティ交通を隣接市町村連携により効果的に導入し、公共交通が不便な地域の減少を目指します。





<p>熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針</p>	<p>第3章 県内に共通する都市計画の方針</p> <p>(1) 交通施設の整備方針</p> <p>1) 広域的な交通体系の整備</p> <p>② 高速交通体系と一体となった県内外の都市圏間を結ぶ広域ネットワークの整備</p> <p>九州新幹線の各駅から鉄道の在来線やバス等への円滑な乗り換えができるように交通結節機能の向上を図るとともに、高速道路インターチェンジ周辺において、高速バスと自家用車の乗り換え施設等の整備を必要に応じて検討します。</p> <p>3) 都市内交通体系の整備方針</p> <p>① 公共交通機関の充実や自転車利用環境の向上及び自動車交通の適正化並びに円滑化</p> <p>公共交通や自転車利用環境の充実と自動車交通の適正化にあたっては、エコ・コンパクトシティの実現に向けて都市構造のコンパクト化により自動車交通の発集量そのものを抑制します。</p>
-----------------------------	--

<p>やさしいまちづくり推進指針</p>	<p>第4章 具体的な推進方向  2 移動・施設利用上の障壁除去  (1) 移動手段や制度の整備・活用  コミュニティバス、乗合タクシーの導入等による地域交通の充実、旅客施設・公共車両等の整備促進、障がい者の移動支援などにより、高齢者や障がい者等の円滑な移動を確保する取組みを促進します。</p>
<p>長寿・安心・くまもとプラン  第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画</p>	<p>第4章 重点目標と重点分野・主要施策  2 重点分野・主要施策  (4) 多様な住まい・サービス基盤の整備  ⑥ 移動手段の充実  ○交通関係部局との連携による移動手段の充実  ・市町村における福祉部局と交通関係部局との連携の強化や、地域の交通事業者等と市町村の福祉部局等による協議の場の活用等により、一体的な対策の検討を促進します。  ○生活支援サービス等による移動支援サービスの充実  ・介護予防・日常生活支援総合事業において実施される移動支援サービス（訪問型サービスD）等の普及・拡大や、地域の公共交通サービス及び移動支援サービスの充実が図られるよう、市町村の取組みを促進します。  ・市町村や地域包括支援センターを対象とした研修会等を通じて、介護予防や生活支援サービスの充実と併せた移動支援サービスの取組みを促進します。  ○交通事業者等による認知症高齢者等の見守り支援の促進  ・認知症高齢者等が公共交通機関等を利用しやすいよう、交通事業者等に対する認知症サポーター養成を推進し、交通事業者等による見守り支援の取組みを促進します。</p>
<p>第6期熊本県障がい者計画 くまもと障がい者プラン</p>	<p>第3章 分野別施策  7 生活環境  (3) 旅客施設・公共交通機関  ① 旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化  障がい者の利用に配慮した旅客施設及び公共交通機関の整備を図るため、交通事業者など関係機関への整備状況について調査等を実施するとともに、交通事業者への啓発を通して、旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化を促進します。</p>